

武蔵野市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定専門部会（第4回）会議要録

○ 日時	令和8年8月25日（火） 午後6時30分～午後8時30分
○ 場所	武蔵野市役所西棟8階811会議室
○ 出席委員 （敬称略）	山井理恵、久留善武、西澤英三、合原聡美、八波豊治、坂村道生、 秋山直美、浅野彰、矢島栄、渡邊斉 （オンライン）柏手由里乃、佐藤博之、鈴木詩織
○ 事務局	健康福祉部長、高齢者支援課長、相談支援担当課長、地域支援課長、福祉公社参事、武蔵野市シルバー人材センター事務局長、同副参事他

1 開会

2 議事

（1）武蔵野市独居高齢者実態調査結果の概要について

資料1「独居高齢者実態調査結果の概要について」により事務局が説明。

【部会長】12ページの「介護が必要となった時の住まい」につき、民間賃貸住宅で「住み替えたい」「特に考えていない」と回答した割合が全体より高くなっている。民間賃貸住宅の人は将来に不安を抱いている傾向が強いと解釈してよいか。

【事務局】同様に認識している。将来に不安のある方々に対して、事前に情報を提供することが必要になると考えている。

【部会長】現在の住まいによって将来の介護への考え方に違いが出てくると思う。

【部会員】全体で11,612人いる中で、調査協力は約10%にとどまり、前回より減少している。1割程度の協力者に対してアンケートや分析を行うことの合理性がどこまであるのか。そもそもなぜ調査協力者が減少しているのか。また、調査は辞退しながら、緊急連絡先のみ提供している理由が分かれば伺いたい。

【事務局】10%という数字をどう評価するかは非常に難しいが、これまでの調査でも調査協力は概ね10%前後で推移している。訪問調査であることに心理的なハードルがあり、この程度の割合にならざるを得ないのではないかと考えている。調査は辞退をされながら緊急連絡先のご提供がある方については、万が一の時のことを考えてお伝えをしておきたいというお気持ちからではないか。

【部会員】調査協力者を増やすための対応をしていくべきではないか。万が一の時に備えて緊急連絡先を提供しているということであれば、調査辞退者の実態のほうに厳しい状況にあるのではないか。そのような方たちの状況を把握できるように対応をお願いしたい。

【事務局】調査協力者を増やすための対応については、今後も引き続き検討する。また、本調査は住民基本台帳上の単身世帯を対象に実施しているため、どのような設定をすれば実際の独居の方の困りごとを聞く機会になるのかということも併せて検討していきたいと考えている。

【部会員】地域活動をしていると、やっぱりこちらから投げかけないと地域と繋がらない高齢者がたくさんいる。そのような中で、やはりこの回答者数が非常に気になった。毎回調査協力者よりも辞退者が多いことを踏まえ、何か変更するのかということと、今後未回答調査が予定されているが、その際に返信しなかった件は特に問わな

い予定なのかを知りたい。

【事務局】このフレームの中で増やしていくことは厳しい部分もあるため、別の角度からのアプローチを考えていくのもひとつの方法ではないかと考えている。例えば、支援をしている方にヒアリングをするなど、色々な情報を集める手段を考えていく必要があると感じている。未回答調査については、やりとりの中で、回答しなかった理由を教えてもらえるケースもある。比較的多いのは「まだ元気だから回答しなかった」というものである。元気だから必要ないという方が結構いる一方で、本当に回答できなかった方もいて、ある意味二極化しているため、後者の方をサポートしたり、支援の手を差し伸べることができるよう調査を実施している。

（２）第３回専門部会資料に係る意見・質問に対する回答

（３）武蔵野市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画及び認知症施策推進計画中間のまとめ（素案）等について

資料２「第２回専門部会資料に係る意見・質問に対する回答」、資料３「武蔵野市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画及び認知症施策推進計画策定にあたっての論点」により事務局が説明。

【部会員】資料５の２ページ、第１節－３「地域の自主的な取組みの支援」における「社会資源情報検索システム（社会資源マップ）」はどのようなものをイメージしているのか。

【事務局】「社会資源情報検索システム（社会資源マップ）」は、インターネット上で検索できるものを想定している。市民が求めているもの、例えば体操ができる場所、あるいは医療機関について検索できるサイトというものを設けようとしている。また、支援者用のIDで管理する、市民にはクローズされたページの作成も想定している。例えば個人宅における取組みなど、支援者間であれば共有してもよい情報を本人の同意の下に掲載し、支援者が必要に応じて市民につなげる形を想定している。

【部会員】例えばシルバー人材センターの情報も支援者用のページに出てくるのか。

【事務局】その通りである。

【副部会長】資料３について、第２章１～１１までの各項目と、第４章の各節の項目の表記が異なっている。例えば、第２章第１節の１は「いきいきと暮らしつづけるために」であるが、第４章の第１節は「いつまでもいきいきと健康に」となっている。第２章の４は「ひとり暮らしでも安心して暮らしつづけるために」であるが、第４章第２節は「ひとり暮らしでも」となっている。これらはあえて変えているのか、単純に省略しているだけなのか。

【事務局】第２章と第４章はカテゴリーが異なっている。第２章は９期の実績と評価、第４章は１０期の取組みを記載している。資料３の１０ページ、図表４「武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”」は９期にも掲載していたが、９期の項目の表記と図表４の関連性がわかりづらいというご意見があり、１０期からは図表４のカテゴリーごとに課題を整理し、取組みを列挙する形に変更した。

【副部会長】図表４の「いつまでもいきいきと健康に」から「中・重度の要介護状態になっても」のカテゴリーはそれぞれ、右側の「誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる」につながり、ひとつの文章になっている。そのため、ひとつの文章の左側だけを第４章の節の頭にもってきても、何のことか分からない。認知症のある人も、災害や感染症が発生しても、誰もが住み慣れた地域生活を継続できることにつながることを、市民に伝わるかどうか。

【事務局】 ご指摘を踏まえ、タイトルの書き方や構成も含め、事務局側で整理する。

【部会長】 資料6の9ページ、図表3「第10期介護保険事業計画における介護サービス水準のパターン（案）」では、保険料基準が「高い」「低い」で記載されている。以前は市民意見交換会の時には「高い」「低い」ではなく、パターン1ではいくら、パターン2ではいくら、パターン3ではいくらと具体的な保険料基準額が示されていたように思う。今回、具体的な保険料基準額が出てくるのはいつ頃か。

【事務局】 従前も、この3つのパターンの中で選択をすることになっていた。大まかな考え方というと、パターン2が標準的、それよりも保険料水準を抑えるのがパターン1、保険料水準を上げてサービスを充実させているのがパターン3となっている。具体的な保険料基準額は、最終的な計画ができる直前に設定する。現段階では国からの具体的な情報等が出ていないので、今後保険料を検討にするにあたっての考え方、方向性を示すため、このパターン分けをご提示したところである。

【部会長】 例えばパターン2では、小規模多機能型居宅介護事業所1か所、認知症対応型共同生活介護事業所1か所の開設を目指すとされている。特別養護老人ホーム等、比較的規模の大きい施設を増やすという考えはあり得るのか。

【事務局】 過去の計画において、特別養護老人ホームの整備について記載したことはある。一方、土地の確保が難しいという武蔵野市特有の事情がある。また、最近は介護人材不足もあり、施設を整備してもスタッフが集まらないという事例が全国至るところで出てきている。加えて、物価の高騰により、事業者が施設の建設に及び腰になっている状況である。そのため、計画書に記載したとしても、それが実現できるかどうか難しくなっているのが現状である。そうしたことも踏まえてどのパターンを選択するかを検討するのも重要と考える。

【部会員】 資料6の8ページでは、「第10期においても、市内の大規模な土地の確保は容易ではなく、人材確保や建築資材の高騰などの点から事業者の誘致ができない」と明記されている。その一方で、9ページのパターン2では、「小規模多機能型居宅介護事業所1か所、認知症対応型共同生活介護事業所1か所の開設を目指す」とあるが矛盾しているのではないか。現実的にはパターン1しか想定できないのではないか。

【事務局】 8ページの記載は、9期期間中に実際に施設を整備しようとしたが、事業者からの応募がなかったということ踏まえている。しかし、パターン2との整合性が難しいというご指摘は、一面その通りである。ただし、ここに記載することによって、応募する事業所が現れたタイミングで施設整備を行う可能性を残しておくことも考えられる。必ずできるという書き方というよりも、その努力をする、取組みを進めるということでご理解を賜りたい。

【副部会長】 我が国の介護や障害の分野では、それまで家族や本人に委ねられていたものを、世帯構成の変化や核家族化等に伴い、地域社会全体で支える形になっている。その一方で、施策自体においては、個人の尊厳の保持や利用者の選択（自己決定）が主流となっている。個人に着目して記載する部分と地域社会として記載する部分を分ける必要があるので、計画書の書き方が非常に難しい。

このことを背景に、資料3の9ページ、図表3「高齢者福祉総合条例による総合的な施策体系」は、武蔵野市高齢者福祉総合条例を制定した時の図表だと思われ、古いので、新たに書き直す必要がある。特に「雇用」という言葉が使われているが「雇用」は、雇用主側の言葉であり「就労」（労働者側）との言葉の使い分けが必要である。

2つめ、11ページの図表5に「社会参加支援」、15ページに「就労は社会参加の重

要な方法のひとつであり」とあるが、就労と社会参加は意味が異なる。第6期長期計画・第2次調整計画の際に相当議論し、「就労を含めた高齢者の社会参加」と整理した。つまり、社会参加の中に就労が含まれているので、整理してほしい。

3つめ、21ページも言葉の定義の話で、「(3) 終活や権利擁護支援を活用した自己決定」とある。「自己決定」の主語は本人で、「終活」とは人生の終わりに向けた準備段階において、様々なことを本人自身が決定していくことである。一方、ACP（アドバンスケアプランニング）は、本人自身の決定も含まれるが、基本的には本人の意思決定について家族を含めて話し合うことが重要とされる。なぜならば、緊急時に7割の人は意思を伝えられない。そのために本人の意思を確認しながら家族もプランニングに内容を共有するという考え方である。今回の資料では、終活とACPを書き分けているので、それに合わせた文章表現が必要である。

4つめ、33ページの重点的取組みに「在宅介護・地域包括支援センターの体制強化」とある。在宅介護支援センターと地域包括支援センターは制度的には別のものであるが、介護保険法において地域包括支援センターが設けられて以降、機能もほとんど同じなので、市町村においては、このような使い方がなされており、武蔵野市でも同様に整理されている。しかし、武蔵野市では、在宅介護・地域包括支援センターという呼び方をしているが、市の職員には理解できていても、市民に対しては解説を加えておかなければならないと思う。

最後に、32ページに「第5節 包括的な相談支援体制の強化」とあり、内容に異論はないが、いくら相談体制を強化したからといって、本人が応じてくれないと機能しようがない。従来は申請主義に基づき、申請がないと対応できないところがあったが、今はアウトリーチ型の支援が主流である。その背景には、本人が言い出せない、市役所の手続きができないといった状況がある。行政がきちんとアウトリーチをしていくことを加えていただきたい。

【事務局】資料3の9ページ、図表3の記載が古いこと、文言が精査されていないことはご指摘のとおりであるため、差し替えを含めて調整したい。

また、在宅介護・地域包括支援センターでは、実際にアウトリーチ型の支援を行っていることを明示する。

【副部長】29ページに「社会活動センター」とあるが、「社会参加」と似たような表現になっていて市民には分かりづらい。名前を変更する必要はないが、分かりやすいように注意書きが必要である。

【事務局】社会活動センターや在宅介護・地域包括支援センターは武蔵野市特有の名称であるため、解説をつけるようにしたい。

【部会員】資料5の1ページに「シルバー人材センターについて、事務局機能の強化を含め、活性化に向けた支援に取り組み」とあるが、マッチングが難しいという話を聞いたことがある。ただ、その会員（1,077人）は非常に大きな社会資源であるため、事務局機能の強化や教育の必要性を感じている。その点についてどのように考えるか。

【事務局】シルバー人材センターの事務局強化については、第6期長期計画・第2次調整計画に記載されている。シルバー人材センターは、市とは別の独立した団体である一方で、市の職員を派遣している。市としては、シルバー人材センターに市の職員を派遣することによって、会員の活動の活性化を図るという関わり方になるため、このような記載をしている。

【部会員】シャドーワークにも大きく関わってくるため、今後もシルバー人材センターの対応は注視していきたい。

また、認知症施策推進計画に関して、前回「キャラバン・メイト」の話があり印象に残っていたので、私も「東京都キャラバン・メイト養成研修」を受講することにした。ケアマネジャーであることが受講要件のひとつとなっており、研修を受講すると「認知症サポーター養成講座」の企画、立案を担い、講師役を務めることにな

っているのご協力できればと思っている。令和7年度に認知症サポーター養成講座を受講した市内の企業・団体名がホームページに掲載されているが、やはり福祉関係の会社が多い。一般企業や警察での研修が増えて、さらに「認知症サポーターステップアップ講座」に参加される方が増えればよいと考えている。

【事務局】本市では、年に8回ほど一般の方を対象とした研修を実施している。また、出前講座として、お声掛けをいただいたところに出向いて講座を実施している。認知症サポーター養成講座は「90分間」が決まりになっているが、そこまで時間を割けず「45分間」で開催してほしいというご要望があるので、ホームページ掲載企業以外でも受講している例がある。

【部会員】資料3の23ページ、「頼れる身寄りがいない高齢者等への対応」において、「まず、住まいの総合支援窓口事業の取組みを進め、切れ目のない支援体制の構築を推進」とあるが、住まいに困っている高齢者を対象にするという趣旨か。住まいはあるものの、日常生活に困っていて、それが介護保険外サービスでないと賄えないということが多いが、そのような方も対象になるのか。
また、44ページ「ケアマネジャーの業務負担の軽減等の環境整備」において、「特に負担が大きい通院支援等についてケアマネジャーの過度な負担の軽減を図るための対応を検討します」とあるが、資料5の個別施策を見ると通院介助の話はなく、「地域の社会資源等の整備を進めます」となっている。今後通院支援についてどのような支援をしていただけるのか。

【事務局】介護保険制度において、院内介助は医療機関のスタッフが行うことが原則になっているため、介護給付の対象とならないという整理がされている。一方で、特にその必要性が認められる場合については、介護保険でも提供できるとことにあるため、その整備をどうするか、どのようにケアマネジャーがケアプランに位置づけるかという整理を踏まえた検討が必要と考えている。

【部会長】ケアマネジャーの負担軽減について、資料5では「ケアマネジャーの業務負担の軽減等の環境整備」と表現されているが、その中で「特に負担が大きい通院支援等についてケアマネジャーの過度な負担の軽減を図るための対応を検討」、「ケアマネジャーの事務負担を軽減するため、居宅介護支援事業所に配置された事務職員の人件費の一部の補助を行います」とある。後者は環境整備に該当するが、前者に対する環境整備はどのような方針を検討しているのか。

【事務局】ケアマネジャーの負担軽減に向けた環境整備については色々な側面がある。すでに着手しているものとしては、ケアマネジャーの事務支援を行っている。また、介護保険外サービスの情報の集約と提供についても、ケアマネジャーがそれらのサービスを選択できる環境を確保するという意味で環境改善に繋がると考える。その上で、具体的に通院の支援をどうするかについては検討が必要と考える。

【事務局】住まいの総合相談支援窓口については、基本的には、転居も含めて住まいを探している方が支援対象になる。また、見守りのニーズがある方にもサービス提供がある。一方で、通院までは支援の対象ではない。

【部会員】実際の生活トラブルは、やはり身寄りのないひとり暮らしの高齢者で起きている。トイレや電気の故障といった、生活に直結するような困りごとがあると、身寄りのない方はどうしてもケアマネジャーに連絡が入るところがある。ケアマネジャーが対応しきれないところもあるので、身寄りのない人を支援する組織があると助かる。

【部会長】トイレや電気が壊れた場合、マンションであれば管理人がいるが、管理人がいない住宅では対応してくれる人がいないので、結局ケアマネジャーに連絡がいくという話であった。このような問題について、市で検討していることはあるか。

- 【事務局】介護保険外サービスも含めた様々な社会資源の情報を得て、また新しく社会資源が育つような環境をつくることによって、対応していく分野であると考えている。例えば「ちょこっとサービス」について今後どのように考えるかということも含めてご議論いただきながら、この計画にも記載していければと考えている。
- 【部会員】社会資源情報検索システム（社会資源マップ）について、色々なところの情報を全部集め、利用可能なものにするためには、市役所だけではなく、事業者やボランティアを集めた準備会のようなものが必要ではないか。
- 【事務局】社会資源情報検索システム（社会資源マップ）のイメージが共有されていないかもしれない。この社会資源情報検索システム（社会資源マップ）は介護予防事業に含まれている。そもそもの発端は、事業者リストや医療機関リストがバラバラに作成されていることだった。また、生活支援コーディネーターや地域の居場所の情報がWeb化もされておらず、アナログで各在宅介護・地域包括支援センターが持っているという課題があった。そこをひとつにまとめ、利用者にも支援者にも提供したいというところから始まった。オプション機能はあるので、どのような機能をつけられるか、あるいは別の方法で対応したほうがよいかは精査していくが、ここでいう社会資源情報検索システム（社会資源マップ）は、介護予防事業の観点の社会資源をまとめることを想定している。
- 【部会員】ケアマネジャーが利用者や家族から相談を受けるのは、ちょこっとサービスをどこで対応してもらえるのかということが多い。そうしたサービスをすぐに見つけられるような検索システムであれば大変助かる。
- 【部会長】ちょこっとサービスを利用したい人がすぐに見つけられると、ケアマネジャーの負担が軽減すると思う。今後検討できればと思う。
- 【部会員】ある70歳のご夫婦が、長年住んでいたアパートが老朽化のため立ち退きを強いられ、色々相談したものの70歳以上の入居は認められないということで、西東京市にやむなく引っ越すことになったという話を聞いた。住まいを探している方に、70歳以上は難しいという対応をしているのか。
- 【事務局】本日は担当者がいないため不確かであるが、個別ケースの問題であると思われる。本市の居住支援の制度では、市役所に相談があれば年齢にかかわらずマッチングをしている。ただし、あくまでマッチングなので、貸主に受け入れられないこともあり得るし、また、希望する家賃と武蔵野市内の相場はかなり乖離があると聞いている。そのため、案内できるところが武蔵野市内ではなく、西東京市になったということはある。マッチングがうまくいかず、結果として希望どおりではなかったということではないか。個別ケースのため断言はできないが、年齢で区切ることはない。
- 【副部会長】資料3の46ページは近年災害が増えているので重要な観点であるが、やはり災害と感染症を書き分ける必要がある。感染症対策は基本的に行動制限を促すものであるが、災害対策はむしろ避難を求めるものでありベクトルが異なる。そのため、一緒に扱うのは難しい。
また、例えば災害時の警戒レベルについて、内閣府（防災担当）「避難情報に関するガイドライン」（令和8年3月）では「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」と整理されているが、いずれにしても実際に避難するのは本人に委ねられている。避難できる人はよいが、高齢者や障害者のうち避難できない人たちはどうすればよいのか。避難した後については避難所等が用意されているが、避難指示が出てから避難所までは自分で、もしくは周りで助け合っていくしかない。
また、厚労省の事務連絡「災害時における介護保険サービスの利用と災害救助法に

よる支援との関係について」が発出されたのは事実であるが、要はどちらから出すのか。

最近、東京都は在宅避難を推奨している。武蔵野市は津波が来る訳ではなく、土砂災害が起こるような地域もない。川の氾濫はあり得るが、それほど深刻ではない場合には、避難指示だけではなく、どのように避難するのかというレベルまで伝えないと難しいと思う。市民は災害が起こったら助けに来てくれる、救助してくれると思っているが、災害救助法は事務手続きが煩雑で、必ずしもすぐに動けるものではない。

災害救助法の第一条には、「災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、国が地方自治体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。」とある。第二条には、「この法律による救助は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。」とあり、その後「災害が発生するおそれがある場合において、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、」とあり、「救助実施市の長による救助の実施」と続く。これら一連のプロセスを経ないと動けないというのが我が国の法制度である。しかしながら、災害はいつ起こるか分からず、テレビではとにかく避難しろというのがどうすればいいのか、自宅にとどまっていれば救助に来てくれるのかも分からないということが頻繁に起こり得る。したがって、計画の中で明確に明記すべきである。感染症についてはコロナの経験により、対応方法を市民が概ね理解しているので、あとは災害時について丁寧に書いた方がよい。

【事務局】 災害と感染症は、確かに性格が異なるものであるため、書き分けをしていきたい。また、避難については、今後、市で個別避難計画の策定も想定していることも踏まえた記載方法を検討する。

【部会員】 資料3の8ページに基本理念、基本目標、基本方針とあるが、何のことかよく分からない。ビジョン、ゴール、ポリシーと言ったほうがまだ分かりやすい。

【事務局】 どのように書き分けているのか分かりづらいということもあると思われるため、言い方を変えるなども含めて検討する。

【部会員】 資料4について、以前は実施していたがもうなくなっているもの、必要性がなくなってきたもの、どちらかというところ縮小していくもの等の変遷があったと思う。なくなったもの、新しくできたもの等を教えていただけないか。

【事務局】 ご指摘のとおり、事業の廃止や縮小については記載していない。一方、市全体としては、事務事業の見直しとして、事業の効果等の検証を進めている。計画の中でどのように見直しの過程を記載できるか検討する。

【部会長】 重点的取組みについてみてきたが、第3節の認知症関係への言及が少なかった。調査結果によれば、「新しい認知症観」の認知度はあまり高くなかった。その背景には、認知症のある人が社会参加する機会がまだ少ないことがある。認知症というと、介護が必要で出来ることが少ないというイメージがあったが、これからは雇用からボランティアまで社会参加の機会がある。そのような姿を示すことで新しい認知症観が広まっていくのではないかと。重点的取組みとして挙げているが、ぜひ取り組んでいただきたい。

【部会員】 埼玉の事件を受け、市からカスタマーハラスメントに関するアンケートへの回答依頼があった。このアンケート結果は、次期計画の人材確保の項目に反映されるの

か。

【事務局】 いわゆるカスタマーハラスメントへの対応や、いかに介護職の安全性を高めていくかについては、人材確保及び事業所の支援にも繋がっていくと思われるため、どのように記載するか検討する。

【部会員】 資料5の3ページ、武蔵野市認定ヘルパーについて拡充すると記載されている。認定ヘルパーになろうと思う方は、何か地域に貢献したいと思っている方だと思う。現在は総合事業の担い手として位置づけられていると思うが、貴重な地域資源としてもっと幅広い形で活躍できる場が出来てくるとよいのではないかなと思う。

【部会長】 認定ヘルパーについて、活躍の場を広げるといった見解はあるか。

【事務局】 現在のところ、認定ヘルパーは総合事業サービスAとして、介護保険制度の中で活動する制度設計になっている。ただ現実問題として、認定ヘルパーとして登録してもなかなか仕事に繋がらないという課題がある。その原因としては、生活支援であっても訪問介護の壁が高いという意見がある。せっかく応募してくださった方にどのように活躍していただくかは課題であり検討したい。認定ヘルパーの制度設計自体は変えられないが、そこをどうやってブレイクスルーしていくのかも含めて検討していく。

【部会員】 委員の皆様にお尋ねしたい。第7節「高齢者を支える人材の確保・育成／事業所の支援」について新規・拡充の事業が記載されているが、専門職から見て、新規・拡充されたことでどのように実感として変わっていくのかをお聞きしたい。

【部会員】 ケアマネジャーの業務負担軽減の中で、「ケアマネジャーの事務負担を軽減するため、居宅介護支援事業所に配置された事務職員の人件費の一部の補助を行います。」とあるが、訪問介護事業所から問い合わせがあった。居宅介護支援事業所だけではなく、訪問介護事業所や通所介護事業所の事務経費への補助はあるのか、質問しようとしていたところである。

【事務局】 居宅介護支援事業所の事務職員の雇用について補助を行っているが、これはまず東京都の補助があり、その上で生じる事業所の自己負担分を市が補助するというスキームとしている。東京都の事業が居宅介護支援事業所を対象としているため、居宅介護支援事業所のみが対象となっている。本計画に記載するかどうかはともかく、今後の事業の展開については課題のひとつであると認識している。

【部会員】 居宅介護支援事業所以外にも支援を広げるということか。

【事務局】 それができるかどうかも含め、財政的な観点も踏まえて検討したい。

【部会員】 事務員を新規雇用する場合、PCの購入や保険の加入費用等、実際の必要経費は補助額よりも多く、必要な時に事務員を雇用することが難しいという話を聞いたことがある。

また、やはり一番困っているのは、身寄りがなくかつ経済的に困窮しているからケアマネジャーへの相談が多いことである。それをうまく別の社会資源に、少ない費用で繋げてもらうことが最も業務負担の軽減になるため、実現してほしい。

【副部会長】 資料6の7ページ、「介護従事者の減少を見据えたサービス提供事業者における生産性の向上」とあるが、生産性の向上に対する認識の違いがある。製造業においては、ICTやロボットを活用して生産性を上げてきた。そのことにより、製造業では人が要らなくなり、実際にいなくなった。

一方、介護分野ではそのような訳にはいかない。ＩＣＴ導入により、人員を削減できるのか。前々回の介護報酬改定では、施設における夜勤帯の職員数について１を０．９に減ずることができるとなったが、０．９になったことで効率性が図られているとはならない。また、災害も含めて、施設全体として管理をしていくためにはどうしても夜勤帯の人員配置が必要になる。

資料では、「あくまでもサービス水準の維持・向上を満たした上で、効率化を図ることが重要」とあるが、現実的にはすごく難しい。「現存する介護サービス従事者の負担を軽減させるためにＩＣＴを活用」などと修正した方がよい。ロボットが人に置き換わる訳ではない。誤ったメッセージを送ってしまうと、ＩＣＴを導入したから人を減らしてよいと誤認される。

介護分野では、人材不足のため資格要件を緩めてきたことも事実である。介護報酬上は常勤換算があるため、無資格者でも在籍していれば人員基準を満たしていることになる。ただし、サービスの質という観点からいうと、無資格者が相当数入ってきているため、事故や虐待の危険性が高まっている。機器やＩＣＴを導入しさえすればよいというメッセージにならないように留意してほしい。

【事務局】現場の専門職が専門性を発揮できる環境づくりが重要であると考えているため、いただいたご意見も踏まえて、記載の方向性を検討したい。

3 その他

(1) 武蔵野市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画 今後の予定

資料7「今後の予定」により事務局が説明

(2) その他

【事務局】前回同様、本日席上で承れなかった意見・質問については、配付の意見質問書に記載のうえ、9月8日までに事務局宛に送付いただきたい。あわせて市民意見交換会の出席について回答にご協力をお願いしたい。第5回専門部会は、令和8年10月26日午後6時30分に市役所412会議室で開催する。

以上